



小特集①

大嘗祭をめぐる議論

はじめに

2019年の代替わりを前に、皇位継承に伴う一連の儀式をめぐる議論が交わされている。とりわけ2019年11月に斎行が予定されている「大嘗祭」については、秋篠宮さまが誕生日会見で公費支出に否定的な発言をしたこともあり、世間の耳目が集まった。平成の代替わりの際には大嘗祭をめぐる違憲訴訟が相次ぐ事態となったが、今回はいかなる議論が交わされているのだろうか。

本小特集では大嘗祭の概要を述べたのち、前回の代替わりの際に大嘗祭をめぐる争点となった問題を紹介する。続いて今回の大嘗祭に関連する動きを大まかに説明し、これをめぐる議論を整理することとしたい。

1. 大嘗祭の概要と歴史

大嘗祭とは、新天皇が即位の礼後にはじめて行う新嘗祭を指す。天皇がその年の新穀などを皇室の祖先や神々に供えるとともに、自らも食し、国家安寧と五穀豊穰を祈念する儀式である。儀式に際しては皇居内に「大嘗宮」が設けられ、終了後はすみやかに解体・撤去される。

2019年の新天皇即位を前に、大嘗祭の歴史が各紙で紹介された。大嘗祭は7世紀に始まったとされており、当時の大嘗宮は椎柴や萱、藁などを用いた簡素なものだったという。皇室の財政が窮乏した15世紀、大嘗祭は一度途絶するが、221年間の中断を経て1687年に再興された。

現代の大嘗祭の形式が整えられたのは、明治から大正にかけてのことである。1909年公布の「登極令」は、平安時代の制度・儀式を記した「延喜式」などを参考に大嘗祭の概要を規定し、大正、昭和の代替わりはこれにならって行われた（選撰2018年2月号、日経・東京2018/12/5ほか）。

2. 前回の大嘗祭をめぐる議論

戦後に定められた皇室典範には大嘗祭に関する明文規定がなく、登極令も1947年に廃止された。明文規定のないまま平成の代替わりを迎えた政府は、大嘗祭について「憲法の趣旨に沿い、皇室の伝統等を尊重する」という2つの基本方針を示した。政教分離原則と先例の踏襲を両立させることが、政府の課題となったのである（朝日・東京2018/12/24ほか）。

大嘗祭と政教分離をめぐる最大の争点は、天皇が国事行為としてこれを執り行うべきか否かという問題だった。神社本庁など保守派勢力は大嘗祭を「皇位継承に不可欠な儀式」であるとして国事行為とすべきだと主張したが、宗教色が強いことから皇室の私的行事にとどめるべきとの声も多かった（朝日・東京2018/2/21、毎日・東京2018/3/31ほか）。

政府は1989年12月、大嘗祭に宗教的性格があることを認め、政教分離への配慮から国事行為としないことを決定した。しかし同時に大嘗祭の公的性格を理由に、公費である宮廷費から費用をまかなうこととした。その結果、大嘗宮の建設費などの使途で25億円超が宮廷費より支出された（東京・東京2018/11/30ほか）。

これに対して1990年、大嘗祭などへの国費支出は違憲だとする集団訴訟が提起され、全国の約1,700人が原告として参加した。1審、2審ともに原告の訴えを退けたが、2審の大阪高裁は「(大嘗祭などが) 国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない」とも指摘している。原告側は「実質勝訴」として上告しなかったため、国費支出の合憲性に関する最高裁の判断は未だ提示されていない（東京・東京2018/4/12、2019/1/11ほか）。

このほか、自治体の首長が大嘗祭に出席したことも訴訟の事由となった。東京や鹿児島では、知事の大嘗祭参列に対し違憲訴訟が相次いだが、いずれも「合憲」との判断が下された（読売・東京2018/3/31ほか）。

3. 今回の大嘗祭に関連する動き

今回の大嘗祭は、こうした議論の交わされた1990年の大嘗祭から29年を経て行われること

になる。

2017年6月に今上天皇の退位に関する特例法が成立すると、再び大嘗祭についての議論が始まった。2018年1月9日に開かれた式典準備委員会の初会合で、山本信一郎宮内庁長官は即位関連儀式について「平成を踏襲するのが基本」と発言し（産経・東京2018/1/10）、3月30日の第3回会合で前例踏襲を主旨とする基本方針が取りまとめられた。菅義偉官房長官は「平成の大嘗祭に先立ち、有識者の意見も十分に聴取し、政府の見解を取りまとめた。訴訟も提起され、司法の場で政府の立場が肯定されたことも確認した」と説明している（東京・東京2018/2/21、毎日・東京2018/3/31ほか）。10月12日、政府は安倍晋三首相を委員長とする式典委員会を設置した。ただし基本方針はすでに定まっているため、議論の焦点は儀式の簡素化に置かれた（毎日・東京2018/10/13）。

こうして前例踏襲を前提に議論が進む中、秋篠宮さまが11月22日の誕生日会見において「宗教色が強い大嘗祭を国費でまかなうことが適当かどうか」と疑問を投げかけた。「宗教行事と憲法との関係はどうなのかという時に、私は内廷会計で行うべきだと思っています。大嘗祭自体は絶対にすべきものだと思います。できる範囲で、身の丈に合った儀式の形で行うのが、本来の姿だと思います」との発言は政府の方針に疑義を呈したととれる（読売・東京2018/11/30）。だが政府は「秋篠宮さまご自身の個人としての考えを述べたもの」として、基本方針に変更はない旨を発表した（毎日・東京2018/12/1）。さらに12月25日、秋篠宮さまが宮内庁に対し、大嘗宮を新設するのではなく皇居内の「神嘉殿」を利用してはどうかと提言していたことが報じられたが（朝日・東京2018/12/25）、報道に先立つ12月19日、宮内庁大礼委員会の第3回会合で、大嘗宮の敷地面積を前回より縮小するなどして費用の削減を図りつつ、前回と同じ様式を保って斎行することが決まった（東京・東京2018/12/20ほか）。

4. 今回の大嘗祭に関する論点

前節で述べたように、政府内では前例を踏襲するという方針が早くから定まっていた。政府の性急ともいえる対応については「今回改めて政教分離や公費支出の問題について議論を尽くし、見直しを図るべきだった。退位まで時間があつたのに簡単に前例踏襲した」などとする批判の声が上がった（朝日・東京2018/11/30）。

(1) 政教分離——前回積み残された課題

前例を踏襲したことにより、第2節で述べたような大嘗祭と政教分離をめぐる議論はそのまま今回に引き継がれている。

日本キリスト改革派教会は10月10日付で、大嘗祭への国費支出を取りやめることなどを求める声明を安倍首相及び山本宮内庁長官宛てに送付した（赤旗2018/10/26）。日本カトリック司教協議会や日本基督教団、日本自由メソヂスト教団なども、相次いで政府の方針に抗議を表明している（カトリック2018/3/4、キリスト2018/8/11、2018/12/1）。キリスト者からは他にも、代替わりの行事が公的な行事として行われることは「私たち国民が国家神道行事に巻き込まれていくということ」であり、「ほかの神々を礼拝できない私たちキリスト者にとってそれは深刻なこと」だと危惧する声がかかれた（前衛2018年11月号）。

「政教分離原則の侵害を監視する全国会議」や「安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京」も

政府の方針を撤回するよう求める声明を発表しており(キリスト2018/4/11)、日本共産党は公費支出の政教分離違反を繰り返し主張している(赤旗2018/3/23、前衛2018年11月号ほか)。

12月10日、大嘗祭などへの公費支出は政教分離原則に違反するとして、全国の約240人が国を相手に支出の差し止めを求め東京地裁に提訴した。信教の自由を侵害されたことによる精神的苦痛の慰謝料として、1人1万円の損害賠償も求めた。今回の代替わりをめぐる違憲訴訟は初めてで、原告には宗教者や安倍首相の靖国参拝違憲訴訟に関わってきた市民らが含まれているという。原告側は一連の儀式が神道に基づくものであることから、公費の支出により信教の自由が侵害されるなどとした(東京・東京2018/11/9、赤旗2018/11/10、朝日・東京2018/12/11ほか)。

これらの批判がある一方で、政教分離違反を問う声が前回に比べて少ないとする指摘もある。その理由として、前は天皇の戦争責任を問う声の方が強かったことや(東京・東京2018/4/12)、天皇が国民にとって身近な存在となり批判が難しい雰囲気になったこと(赤旗2018/11/28)、前は社会党が衆院選で大勝した直後であり政教分離原則を守ろうという風潮があったが、今回は改憲勢力が国会の3分の2を占めることなどが挙げられている(東京・東京2017/12/2)。

しかし前述の秋篠宮さまの会見が行われると、各紙は専門家の意見を続々と取り上げた。秋篠宮さまへの賛同を示す意見が多い一方、公費支出を是とする意見もみられる。

皇室研究家の高森明勅氏は、大嘗祭が「皇位継承に伴う重要な伝統的儀式であり、憲法は皇位の世襲継承を要請している。政府は伝統儀式の側面に着目して公費を支出するのだから、憲法の政教分離規定に抵触するとは思えない」と主張する(東京・東京2018/11/30)。また産経新聞は「国費でつつがなく挙行を」と題し、天皇や皇族が政治権力を持たず宗教団体も擁さないことから「大嘗祭をはじめとする宮中祭祀を一般の宗教と同列視して、私的行為と見なす必要はない」との社説を掲載した(産経・東京2018/12/1)。

前回の代替わりの際に相次いで起こされた違憲訴訟において、最高裁がことごとく「合憲」判断を下したことも、公費支出に賛同する意見を後押ししている。しかしこれについて憲法学者・木村草太氏は「最高裁判決は知事らの参列を合憲としただけで、国費支出の合憲性を認めたわけではない。むしろ大嘗祭の宗教性を認定しており、大嘗祭への国費支出には前回より慎重であるべきだ」と指摘する(朝日・東京2018/12/1)。

(2) 簡素化と「伝統」——「時代に即した」儀式の形式

前節で挙げた政教分離をめぐる争点は、前回の代替わりの際に未解決となっていたものであった。こうした大嘗祭の根本的な性格を問う議論に加えて、今回は「時代に即した」儀式の形式がさかんに論じられた。

保守派勢力は「伝統」「古礼」の継承を訴えている。保守系団体の集会では即位に関する儀式の「簡略化が美德」となることを危惧して「復古」を呼びかける声上がり(東京・東京2017/12/2)、また『神社新報』は政府が大嘗祭などの儀式の簡素化を図っていることに対する「聞こえの良さそうな『簡素化』という言葉で古礼を無視した儀式がおこなわれるとすれば、決して見過ごすことが出来ない歴史的な大事件だと思うのである」との主張を掲載した(神社新報2018/8/13)。

しかし、大嘗祭の「伝統」「古礼」そのものを疑問視する声も多い。第1節で述べたように大嘗祭は200年以上の中断を経て江戸時代に復興されたものであり、またかつての大嘗宮は今と違って質素な造りだったとされている。日本政治思想史を研究する原武史氏は「ほとんどの宮中祭祀は明治天皇以降に作られて、戦後になってもほとんど変わることなく温存されている。日本会議の言っている復古というのは、どういう趣旨なのか」と疑義を呈した。宗教評論家の大角修氏は、天皇家の祭祀が時代に合わせて変化してきたことを指摘する。大角氏によれば、明治以降は万世一系の天皇を日本のアイデンティティとして広め、西洋の列強に比肩する国力を誇示するために、大規模な皇室祭祀が行われた。しかしそれは「いわば作られた『伝統』であり、伝統に復古せよというなら、どこまでさかのぼるのか」という問題になる」という(東京・東京 2017/12/2)。

保守派の反対はあるものの、政府は儀式の簡略化を進めており、専門家の多くも「時代に即した」形式で執り行うことを否定しない。宮内庁内部からは前回の代替わりの時に比べて経済状況が悪化しているとして「時代に即した形を模索する必要はある」との声が上がっている(毎日・東京 2017/12/2)。日本法制文化史研究者の所功氏は「皇室の伝統は時代時代で改められていく」「大事なのは、伝統を尊重しつつ、多くの人の理解と共感が得られる時代にふさわしい形を取ること」と述べた(東京・東京 2017/12/2、朝日・東京 2018/12/24)。

おわりに

今回の大嘗祭をめぐる議論において、政府は早々に前例踏襲の方針を打ち出した。専門家からは「大嘗祭についての規定を設ける方向で皇室典範を見直す」べきとする声や(中外日報 2016/8/12)、大嘗祭の位置づけの曖昧さが様々な訴訟の原因であるという意見など(朝日・東京 2018/12/4)、大嘗祭の在り方そのものを根本的に問い直す指摘もなされたが、社会を巻き込んだ議論には発展していない。秋篠宮さまの発言により政教分離に関する議論が一時的に活発化したものの、それらが政府の方針に影響を与えることはなかった。

政府は平成の代替わりの際に十分な議論がなされたとするが、違憲訴訟が相次いだことに鑑みれば、とりわけ政教分離の問題については反対派の人々を説得できるほどの議論が蓄積されていないとみなせる。昭和天皇の病状などを理由に慌ただしく準備が進んだ前回と違い、生前退位による今回の代替わりこそ余裕を持って議論できる好機だったとして、政府の対応を疑問視する声も上がっている(朝日・東京 2018/12/24 ほか)。

政教分離の問題が社会全体で議論された前回に比して、今回は「時代に即した」儀式の形式を模索するうえで簡素化の是非がさかんに取り沙汰された。こうした議論の違いが、時代の違いを反映しているとも考えられるだろう。

[文責：馬場真理子]

